

1 修了と認めるべきではない。

2 なお、臨床医としての適性の評価は非常に困難であり、極
3 めて慎重な検討が必要である。原則として、当該研修医が最
4 初に臨床研修を行った臨床研修病院においては、その程度が
5 著しい場合を除き臨床医としての適性の判断を行うべきでは
6 ない。少なくとも複数の臨床研修病院における臨床研修を経
7 た後に行うべきである。

8

9 (1) 安心、安全な医療の提供ができない場合

10 ~~研修医としての未熟さゆえ、ある程度はやむを得ないが、~~
11 ~~著しくミスが多く医療の安全を確保できない、あるいは患者との意志疎通に欠けができず不安感を与える場合等には、~~
12 ~~まず、指導医を中心となって、当該研修医が患者に被害を及ぼさないように十分注意しながら、指導・教育すべきである。~~
13 ~~十分な指導にも関わらず、改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある高齢の場合には、未修了、中断の判断もやむを得ない~~
14 ~~ものとする。~~

15 迷惑行為、遅刻、チーム医療を乱す等の問題に関しては、まず当該臨床
16 研修病院において、十分指導・教育すべきである。原則としてあらかじめ
17 定められた臨床研修期間を通して指導・教育し、その終了時においても、
18 なお、医療の適切な遂行に支障を来す場合には、未修了もしくは中断とす
19 ることもやむを得ないものとする。

20 また、重大な傷病によって適切な診療行為が行えず医療の安全を確保で
21 きない、あるいは患者に不安感を与える等の場合にも未修了、中断の判断
22 もやむを得ない。なお、傷病又はそれに起因する障害等により当該臨床
23 研修病院では研修不可能であるが、それを補完・支援する環境が整ってい
24 る他の臨床研修病院では研修可能な場合には、中断をして病院を移すこと
25 を可能とすべきである。

26

27 (2) 法令・規則が遵守できない者